

安全データシート

1. 化学物質等及び会社情報

製品名	PX-21 青		
ファイルNo.	202028J		
発行日	2016/07/04		
会社情報	会社:	三菱鉛筆株式会社	
	住所:	東京都品川区東大井5-23-37	
	連絡先:	品質保証部	
	電話番号:	03-3458-6964	FAX番号: 03-3458-3713

2. 危険有害性の要約

インクに関する情報を記載しております。

【GHS分類】

物理化学的危険性

引火性液体 : 区分2

健康に対する危険性

急性毒性(経口) : 区分外

急性毒性(経皮) : 区分外

急性毒性(吸入:蒸気) : 区分外

皮膚腐食性/刺激性 : 区分2

眼に対する重篤な損傷性/刺激性 : 区分2

呼吸器感作性 : 分類できない

皮膚感作性 : 分類できない

生殖細胞変異原性 : 分類できない

発がん性 : 区分2

生殖毒性 : 区分1

特定標的臓器/全身毒性(単回暴露) : 区分1

特定標的臓器/全身毒性(反復暴露) : 区分1

吸引性呼吸器有害性 : 区分2

環境に対する危険性

水性環境有害性(急性) : 区分2

水性環境有害性(慢性) : 区分2

【GHSラベル要素】

絵表示



注意喚起語

: 危険

危険有害性情報

: 引火性の高い液体および蒸気
 : 皮膚刺激
 : 強い眼刺激
 : 発がんのおそれの疑い
 : 生殖能力または胎児への悪影響のおそれ
 : 特定標的臓器の障害
 : 長期または反復暴露による臓器の障害
 : 飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ
 : 水生生物に毒性

: 長期的影響により水生生物に毒性

注意書き

- 予防策 : 熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。ー禁煙。
 : 涼しいところに置くこと。
 : 容器を接地すること/アースをとること。
 : 粉じん・蒸気等を吸入しないこと。
 : この製品を使用する時に喫煙をしないこと。
 : 環境への放出を避けること。
 : 指定された個人用保護具を使用すること。(第8項参照)
- 応急処置 : 気分が悪い時は、医師の診断/手当てを受けること。
 : 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
 : 漏出物を回収すること。
 : 皮膚に付着した場合: 多量の水と石鹼で洗うこと。
 : 皮膚(または髪)に付着した場合: 直ちに汚染された衣類をすべて脱ぐこと。皮膚を流水で洗うこと。
 : 眼に入った場合: 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
 : 暴露または暴露の懸念がある場合: 医師の診断/手当てを受けること。
 : 皮膚刺激が生じた場合: 医師の診断/手当てを受けること。
 : 眼の刺激が続く場合: 医師の診断/手当てを受けること。
 : 火災の場合: 消火に製造者/供給者または所管官庁が指定する適当な手段を使用すること。
 : 飲み込んだ場合: 直ちに医師に診断/手当てを受けること。無理に吐かせないこと。
- 保管 : 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。
- 廃棄 : 国及び地方自治体等の規制を遵守して廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

単一化合物・混合物の区別	: 混合物		
化学特性に関する情報	構成部品	: インク(製品中のインク充填量: 約3.8g)	
化学名	CAS No.	官報公示整理番号 (化審法・労安法)	濃度範囲(重量%)
キシレン	1330-20-7	3-3	30-50
二酸化チタン	13463-67-7	1-558	10-30
樹脂	非開示	既存化学物質	10-30
エチルベンゼン	100-41-4	3-28	< 10
着色剤	非開示	既存化学物質	< 10
添加剤	非開示	既存化学物質	< 10

4. 応急処置

- 目に入った場合 : 直ちに大量の水で少なくとも15分以上洗浄する。
 : コンタクトレンズを使用している場合は可能ならば外すこと。
 : 洗浄後、直ちに医師の診察を受ける。
- 皮膚に付着した場合 : 付着部を洗浄する。
 : 症状が気になる場合は医師の診察を受ける。
 : 汚れた衣類等は再使用前に洗浄・乾燥する。
- 飲み込んだ場合 : 直ちに医師の診断を受ける。
 : 決して無理に吐かせたり、飲ませたりしないこと。吐いたときは頭を下に保ち、意識がない場合には顔を横に向ける。
- 吸入した場合 : 直ちに新鮮な空気のところへ移し、必要ならば人工呼吸を施す。
 : 措置後、このSDSを呈示して医師の診断を受ける。

5. 火災時の措置

- 適切な消火剤 : 粉末、二酸化炭素、水噴霧、泡。
- 消火方法 : 火元への燃焼源を断ち、適切な消火剤を用いて消火する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業の際は風上から行い、発生する蒸気を吸入しないこと。
 : 適切な保護具の着用する。

6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項 : 漏出した場所にロープを張るなどして関係者以外の立入りを禁止する。
 : 作業の際には適切な保護具を着用する。
 : 風下で作業しない。
- 環境に対する注意事項 : 土砂等で流出を止め、安全な場所に導いた後、空容器に回収する。
 : 河川への流出等、環境への影響を起こさないように注意する。
- 除去方法 : 紙、ウエス等の吸収性物質で拭い取る。
 : 回収物は国や地方自治体の規制に従い廃棄する。

7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い : インクを舐めたり、飲み込んだりしないこと。
 : 皮膚や眼との接触を避けること。
 : よく換気された場所で使用し、蒸気を吸入しないこと。
 : キャップのある製品は使用後に必ずキャップをし、子供の手の届かないところに保管すること。
- 保管 : 酸化剤、全ての引火源及び発火源、高温、直射日光を避けること。
 : 推奨温度 : 0-40°C

8. 暴露防止及び保護措置

管理濃度／許容濃度

化学名	管理濃度 (労安法)	許容濃度 (ACGIH)	許容濃度 (JAIH)
二酸化チタン	-	(TWA)10mg/m ³	-
キシレン	50ppm	(TWA)100ppm (STEL)150ppm	-

暴露防止

設備対策	: 取扱いは火気のない換気のよい場所で行い、必要に応じて機械的換気を行う。
呼吸器の保護具	: 特に必要とされない。
手の保護具	: 特に必要とされない。
目の保護具	: 特に必要とされない。
皮膚及び身体の保護具	: 特に必要とされない。

9. 物理的及び化学的性質

[]内に記載している情報は、含有成分の情報である。

外観等・色	: 青色
外観等・状態	: 液体
臭い	: 芳香族系の臭い
pH	: 情報なし。
沸点	: 情報なし。[エチルベンゼン 136.0°C]
融点	: 情報なし。
引火点	: 情報なし。[エチルベンゼン 18.0°C]
発火点	: 情報なし。[エチルベンゼン 432.0°C]
爆発範囲(下限～上限)	: 情報なし。
蒸気密度(空気=1)	: 情報なし。
比重	: 約1.3
水への溶解度	: 情報なし。
蒸発速度	: 情報なし。
揮発成分重量	: >40%

10. 安定性及び反応性

安定性	: 通常の温度、圧力の条件化では安定である。
避けるべき条件	: 熱、裸火、火花、引火源及び他の発火源を避ける。 : 直射日光や高温を避ける。
漏触危険物質	: 情報なし。
有害な分解生成物	: 情報なし。

11. 有害性情報

急性毒性(経口)	
区分外	: >2000 mg/kg (推定値)
急性毒性(経皮)	
区分外	: >2000 mg/kg (推定値)
急性毒性(吸入:蒸気)	
区分外	: >20 mg/L (推定値)
皮膚腐食性/刺激性	
キシレン	: 区分2
エチルベンゼン	: 区分3
着色剤	: 区分3

眼に対する重篤な損傷性/刺激性

二酸化チタン	: 区分2B
キシレン	: 区分2A
エチルベンゼン	: 区分2B
着色剤	: 区分2B

呼吸器感作性

情報なし。

皮膚感作性

情報なし。

生殖細胞変異原性

情報なし。

発がん性

エチルベンゼン	: 区分2
---------	-------

生殖毒性

キシレン	: 区分1B
エチルベンゼン	: 区分1B

特定標的臓器/全身毒性(単回暴露)

二酸化チタン	: 区分3 (気道刺激性)
キシレン	: 区分1 (呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓)
エチルベンゼン	: 区分2 (中枢神経系)、区分3 (気道刺激性)

特定標的臓器/全身毒性(反復暴露)

二酸化チタン	: 区分1 (肺:吸入)
キシレン	: 区分1 (呼吸器、神経系)

吸引性呼吸器有害性

キシレン	: 区分2
エチルベンゼン	: 区分1

水性環境有害性(急性)

キシレン	: 区分2
エチルベンゼン	: 区分1

水性環境有害性(慢性)

二酸化チタン	: 区分4
キシレン	: 区分2

12. 環境影響情報

情報なし。

13. 廃棄上の注意

廃棄では国及び地方自治体等の規制を遵守すること。

廃液は排水溝等に流出させないこと。

14. 輸送上の注意

国内法規制	: 特段の規制はない。
HSコード	: 960820
輸送上特定の安全対策及び条件	: 運搬に際しては、容器に漏れのないことを確かめ、転倒・落下・損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。

15. 適用法令

インクに関する情報を記載しております。

PRTR法	: 第一種 53号 エチルベンゼン
	: 第一種 80号 キシレン
労働安全衛生法	: 通知対象物質 エチルベンゼン
	: キシレン
	: 着色剤(銅及びその化合物)
	: 二酸化チタン
	: 表示対象物質 エチルベンゼン
	: キシレン
	: 二酸化チタン
毒劇法	: 該当しない
消防法	: 第四類 引火性液体 第二石油類 非水溶性 相当

16. その他の情報

- ・ ISO規格 ISO 8124-3 “Safety of Toys – Part 3” 適合
- ・ 記載内容は現時点で入手できる資料・データに基づいて作成しており、新しい知見により改正されることがあります。また、注意事項は通常の手扱いを対象としたものであって、特殊な手扱いの場合は用途・用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。
- ・ 記載内容は情報提供であって、保証するものではありません。